

- 1 監査区分 令和7年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 福祉総務課  
(包括支援体制準備室・新型コロナ非課税世帯等臨時特別給付金室含む)
- 3 監査実施年月日 令和8年2月9日
- 4 監査結果報告書の日付 令和8年3月3日

| 注意事項  | 措置結果  |
|---|---|
| <b>(1) 文書事務について</b>   |   |
| ア 起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第36条に定めのない日付又は同規程第38条の規定と相違している日付が記載されているもの | 措置日：令和8年3月4日<br>文書事務の基本事項について、職員間で根拠規定の内容確認等、情報共有を行った。今後は文書取扱規程を遵守し、適切な事務処理に努める。  |
| イ 契約における一連文書について、保存年限が異なるもの   | 措置日：令和8年3月4日<br>職員間で契約文書の一連性について確認し、認識の共有を図った。今後は文書取扱規程を遵守し、適切な事務処理に努める。          |
| ウ 起案用紙において、課長が専決する事項について所管係長の代決後に決裁権者の後閲を受けているが「後閲」の表示がないもの               | 措置日：令和8年3月4日<br>文書事務の基本事項について、職員間で情報共有と失念が無いよう注意喚起を行った。今後は文書取扱規程を遵守し、適切な事務処理に努める。 |
| <b>(2) 契約事務について</b>   |   |
| ア 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや、用語の訂正等を行っていないもの                                     | 措置日：令和8年3月4日<br>契約事務の基本事項について、職員間で情報共有し、再確認を行った。今後は関係法令を遵守し、適切な事務処理に努める。          |
| イ 契約書において、廃止された「浦添市個人情報保護条例」を根拠とする条項を定めているもの                              | 措置日：令和8年3月4日<br>個人情報保護制度契約事務の基本事項について、職員間で情報共有し、再確認を行った。今後は関係法令を遵守し、適切な事務処理に努める。  |
| ウ 執行伺及び予定価格の設定年月日より前に徴取した見積書を契約締結伺に添付しているもの                               | 措置日：令和8年3月4日<br>契約事務の基本事項について、職員間で情報共有し、再確認を行った。今後は契約規則を遵守し、適切な事務処理に努める。          |

- 1 監査区分 令和7年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 障がい福祉課
- 3 監査実施年月日 令和8年2月9日
- 4 監査結果報告書の日付 令和8年3月3日

| 注意事項  | 措置結果   |
|---|--|
| <b>(1) 文書事務について</b>   |  |
| ア 起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第36条に定めのない日付又は同規程第38条の規定と相違している日付が記載されているもの | 措置日：令和8年3月16日<br>文書取扱規程第36条及び第38条の規定を課内へ周知し、規程に則った施行年月日、完結年月日となるように努めます。 |
| <b>(2) 契約事務について</b>   |  |
| ア 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや、用語の訂正等を行っていないもの                                     | 措置日：令和8年3月16日<br>改正民法を踏まえた契約条項の見直しや、用語の訂正を行います。                          |
| イ 契約締結伺において、年度開始前に徴取した見積書を添付しているもの  | 措置日：令和8年3月16日<br>適切な時期に見積もりを徴取します。                                       |
| ウ 契約締結伺において、契約金額の記載がないもの  | 措置日：令和8年3月16日<br>適切な契約事務の執行に努めます。  |
| エ 契約締結伺に添付されている契約書案において、契約相手方の記載がないもの                                     | 措置日：令和8年3月16日<br>適切な契約事務の執行に努めます。  |
| オ 契約締結伺に見積書の添付がないもの   | 措置日：令和8年3月16日<br>適切な契約事務の執行に努めます。  |
| カ 契約書に規定された参照条項に不整合が見られるもの  | 措置日：令和8年3月16日<br>契約書の内容を見直し、次回の契約締結時には適正になるように修正します。                     |
| キ 収支決算報告書及び締結伺に添付された見積書について、他事業の経費を混合した形式となっており、当該事業に係る経費が不明確となっているもの     | 措置日：令和8年3月16日<br>当該事業に係る経費が明確に分かるような見積書となるように指定管理者へ指導、徴取します。             |
| ク 予算執行を伴う起案において、予算残額の根拠となる資料の添付がないもの                                      | 措置日：令和8年3月16日<br>予算執行を伴う起案には予算残額が分かる資料を添付します。                            |
| ケ 事業実施要綱及び契約書で定めている請求書等の提出期限に不整合が見られるもの                                   | 措置日：令和8年3月16日<br>事業実施要綱及び契約書内容を見直し、請求書等の提出期限に不整合がないようにします。               |

|   |   |
|---|---|
| コ 契約書で定めている完了検査の時期や対価<br>支払いの時期が「政府契約の支払遅延防止等<br>に関する法律」に抵触する恐れがあるもの                | 措置日：令和8年3月16日<br>契約書の内容を見直し、次回の契約締結時<br>には適正になるように修正します。  |
| <b>(3) 補助金について</b>  |   |
| ア 補助金関係書類の保存年限について、原則10<br>年であるが5年としているもの   | 措置日：令和8年3月16日<br>補助金関係書類の保存年限を10年とします。  |
| イ 補助金交付決定伺の起案において予算の根<br>拠となる資料の添付がないもの   | 措置日：令和8年3月16日<br>予算執行を伴う起案には予算残額が分かる資<br>料を添付します。   |
| ウ 原則、補助金を充当できないとしている経費<br>を補助対象経費として認めているもの   | 措置日：令和8年3月16日<br>「浦添市補助金交付適正化取組方針」に則っ<br>た補助金交付に努め、補助金交付対象団体へ<br>内容を周知しました。                               |
| <b>(4) 切手等の管理について</b>   |   |
| ア 当年度中に必要な枚数以上の切手を年度末<br>に購入しているもの  | 措置日：令和8年3月16日<br>会計年度独立の原則に則り、必要に応じた購<br>入枚数になるように努めます。   |
| イ 係間で行った切手交換を切手管理簿で適切<br>に処理していないもの   | 措置日：令和8年3月16日<br>適切な切手管理に努めます。  |
| ウ 切手管理簿の残枚数がマイナス表示となっ<br>ているもの  | 措置日：令和8年3月16日<br>適切な切手管理に努めます。  |
| エ 切手管理簿と保管している切手の残枚数が<br>相違しているもの   | 措置日：令和8年3月16日<br>適切な切手管理に努めます。  |
| オ レターパックの購入及び使用に関する受払<br>管理が行われておらず、併せて切手類を事務室<br>内に露出した状態で保管するなど、管理体制が<br>不十分であるもの | 措置日：令和8年3月16日<br>切手管理簿にてレターパックの管理が出来る<br>ように項目を追加しました。また、切手管理<br>簿についても、業務時間外については鍵付き<br>キャビネットへ保管しております。 |
| <b>(5) 車両管理について</b>   |   |
| ア 運転終了後に行うべきアルコールチェック<br>を運転終了前に行っているもの   | 措置日：令和8年3月16日<br>適切なアルコールチェックとなるように徹底<br>します。   |
| <b>(6) 事業実施要綱について</b>   |   |
| ア 要綱内において、規定及び事業趣旨との不整<br>合が見られるもの  | 措置日：令和8年3月16日<br>不整合がないよう、要綱の内容を見直します。  |

- 1 監査区分 令和7年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 保護課
- 3 監査実施年月日 令和8年2月9日
- 4 監査結果報告書の日付 令和8年3月3日

| 注意事項  | 措置結果   |
|---|--|
| <b>(1) 文書事務について</b>   |  |
| ア 起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第36条に定めのない日付又は同規程第38条の規定と相違している日付が記載されているもの | 措置日：令和8年3月12日<br>文書取扱規程に基づく施行年月日及び完結日について確認し、課内にて情報共有を実施。今後は適切な事務処理に努める。 |
| <b>(2) 契約事務について</b>   |  |
| ア 契約締結伺において、年度開始前に徴取した見積書を添付しているもの  | 措置日：令和8年3月12日<br>今後は年度開始後に見積書を徴収し、起案者及び決裁者双方で十分に確認して適切な事務処理に努める。         |

- 1 監査区分 令和7年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 いきいき高齢支援課
- 3 監査実施年月日 令和8年2月9日
- 4 監査結果報告書の日付 令和8年3月3日

| 注意事項  | 措置結果   |
|---|--|
| <b>(1) 文書事務について</b>   |  |
| ア 起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第36条に定めのない日付又は同規程第38条の規定と相違している日付が記載されているもの | 措置日：令和8年3月4日<br>文書事務の基本事項について再確認を徹底するため、課内職員に対し「文書事務の手引き」を配布、内容の再確認を実施した。今後は、文書取扱規程を遵守し、適切な事務処理に努める。 |
| <b>(2) 契約事務について</b>   |  |
| ア 損害賠償金の送金において、保険給付額とその資料となる明細書の額に相違があるもの                                 | 措置日：令和8年3月4日<br>損害賠償金の相違について確認し、委託先である国保連と調整し、正しい額に訂正した。今後は相違のないよう適切な事務処理に努める。                       |
| イ 契約保証金について、契約規則第6条第1項第8号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載がないもの                   | 措置日：令和8年3月4日<br>契約事務の基本的事項について、職員間で情報共有し、再確認した。今後は、関係法令に基づく適切な事務処理に努める。                              |
| ウ 指定管理委託料確定通知の文書記号について、総務課長発通知の「各課の文書記号」を用いていないもの                         | 措置日：令和8年3月4日<br>総務課長発通知の「補助金等の決定における文書記号について」の内容を確認し、職員間で情報共有を実施した。今後は、適切な事務処理に努める。                  |
| エ 公有財産賃貸借契約について、執行伺を行っていないもの  | 措置日：令和8年3月4日<br>執行伺の漏れがないようチェック体制を強化し、適切な事務処理に努める。   |
| <b>(3) 補助金について</b>  |  |
| ア 補助金の交付決定について、事務決裁規程に規定されている副市長決裁を得ていないもの                                | 措置日：令和8年3月4日<br>事務決裁の基本事項について再確認を徹底するため、職員間で「事務決裁規程」の再確認を実施した。今後は、事務決裁規程を遵守し、適切な事務処理に努める。            |
| イ 締結伺について、見積書の添付がないもの   | 措置日：令和8年3月4日<br>契約事務の基本的事項について、職員間で情報共有し、再確認した。今後は、関係法令に基づく適切な事務処理に努める。                              |

- 1 監査区分 令和7年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 健康づくり課
- 3 監査実施年月日 令和8年2月9日
- 4 監査結果報告書の日付 令和8年3月3日

| 是正事項  | 措置結果   |
|---|--|
| <b>(1) 契約事務について</b>   |  |
| ア 仕様（品目数）の変更があったが、見積書の再徴取を行わず、先に徴取していた見積書の一部のみを採用した比較により契約相手方を選定しているもの        | 措置日：令和8年3月4日<br>業務内容（仕様）等を明確にした上で、見積書を徴取し、適正な事務処理に努めてまいります。                              |
| <b>注意事項</b>   | <b>措置結果</b>  |
| <b>(1) 文書事務について</b>   |  |
| ア 起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第36条に定めのない日付又は同規程第38条の規定と相違している日付が記載されているもの     | 措置日：令和8年3月4日<br>職員間で情報共有を行い、文書取扱規程の基本事項について再確認をした。<br>今後は、文書取扱規程に基づき適正な文書事務の執行に努めてまいります。 |
| <b>(2) 契約事務について</b>   |  |
| ア 契約書に規定のある、検収結果通知書を提出していないもの   | 措置日：令和8年3月4日<br>契約書など諸規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。   |
| イ 対象者に広く機会を与える目的で予定価格を下回った見積徴取者全員と契約しているが、契約執行伺・締結伺において契約相手方の決定方法についての記載がないもの | 措置日：令和8年3月4日<br>契約執行伺・締結伺において契約の相手方の決定方法など決裁権者が判断できるよう適切な事務処理に努めてまいります。                  |
| ウ 完了報告書に簡易な検収を行っており、契約規則第43条第5項で定める検収調書を作成していないもの                             | 措置日：令和8年3月4日<br>職員間で情報共有を行い、検収調書の適正な取り扱いに努めて参ります。  |
| エ 契約執行伺に予算残額を記載せず予算現額を記載しているもの  | 措置日：令和8年3月4日<br>予算の執行等にかかる重要事項として周知し、契約規則等諸規則を遵守し、適正な予算執行に努めてまいります。                      |
| オ 予定価格設定の起案に参考見積書等の設計図書の添付がないもの   | 措置日：令和8年3月4日<br>職員間で情報共有を行い、契約規則諸規則を遵守し、添付漏れがないよう適正な事務処理に努めてまいります。                       |

|  |  |
|--|--|
| <p>カ 変更契約において、契約執行伺・締結伺において予算残額が確認できない予算現額等が記載されているもの</p>  | <p>措置日：令和8年3月4日<br/>         予算の執行等にかかる重要事項として周知し、契約規則等諸規則を遵守し、適正な予算執行に努めてまいります。</p> |
| <p>キ 代表者に契約を委任する集合契約を行っている中で、本市単独で特約契約を結ぶため、直接相手方と別契約をしており、見積書徴取が必要であるが省略しているもの。この特約契約で請求書の受理と支払を自ら行わず代表者がするものとしているが委任状等の手続がされていないもの</p> | <p>措置日：令和8年3月4日<br/>         契約書等諸規則を遵守し、見積書・委任状など適正な手続きに努めてまいります。</p>               |
| <p><b>(3) 切手等の管理について</b></p>   |  |
| <p>ア 残額のない金種の切手について、課内他事業からの借用を記録せず、使用枚数及び金額の記載のみに留まっているもの</p>   | <p>措置日：令和8年3月4日<br/>         職員間で情報共有を行い、予算の適正な執行に努めてまいります。</p>                      |
| <p>イ 切手をキャビネットで保管しているが、一部で施錠出来ない状態であるもの</p>  | <p>措置日：令和8年3月4日<br/>         職員間で情報共有を行い、切手の適正管理に努めてまいります。</p>                       |

- 1 監査区分 令和7年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 国民健康保険課
- 3 監査実施年月日 令和8年2月9日
- 4 監査結果報告書の日付 令和8年3月3日

| 注意事項   | 措置結果   |
|--|--|
| <b>(1) 契約事務について</b>                                    |  |
| ア 予定価格設定の起案書に添付されている参考見積書の発行年月日が、予定価格の設定年月日より後になっているもの | 措置日：令和8年3月4日<br>今後、関係法令及び契約規則の確認を徹底し、適正な契約事務に努めます。 |
| イ 契約締結伺に添付されている相手方からの見積書の発行年月日が、契約締結伺の決裁年月日より後になっているもの | 措置日：令和8年3月4日<br>今後、関係法令及び契約規則の確認を徹底し、適正な契約事務に努めます。 |
| <b>(2) 調定事務について</b>                                    |  |
| ア 調定票において、会計課の押印が漏れているもの                               | 措置日：令和8年3月4日<br>資料編綴時に押印がなされているか確認する。              |